

防府市上下水道局企業職員希望降任制度実施要綱

平成26年6月25日制定

(目的)

第1条 この要綱は、職員自らの意思に基づく降任の希望を尊重し、希望を承認することにより職員の心身の負担を軽減するとともに勤務意欲の向上を図り、もって人事の停滞を排除し、組織の活性化を推進することを目的とする。

(対象職員)

第2条 降任を希望することができる職員は、降任申出日において、防府市上下水道局企業職員の給与に関する規程（昭和42年水道局規程第6号。以下「給与規程」という。）第3条の企業職給料表の適用を受ける者のうち、係長以上の職務の職員で、次に掲げるものとする。

(1) 職責の増大に伴い、その職責を果たすことが身体的、精神的に困難である職員

(2) 家族の介護等の家庭事情により、その職責を果たすことが困難である職員

(3) 前2号に掲げる者のほか、その職責を果たすことが困難である職員
(希望の申出)

第3条 この要綱に基づく降任を希望する職員は、降任希望申出書（第1号様式）により、毎年度1月31日までに所属長を経由して防府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出するものとする。

ただし、管理者がやむを得ない事情があると認めるときは、提出期限を延長することができる。

(申出の承認)

第4条 管理者は、職員から降任希望申出書の提出があったときは、当該職員の勤務実績、健康状態等を調査のうえ、降任及び降任後の職務の適否について協議し、その結果を降任承認（不承認）通知書（第2号様式）により、当該職員に通知するものとする。

2 管理者は、前項の規定による承認の決定に当たっては、当該職員の希望を尊重するものとする。

(降任の時期)

第5条 管理者は、降任の希望を承認したときは、承認の日以後の最初の4月1日に降任させるものとする。

(降任後の職務)

第6条 降任に伴う職務の変更は、次のとおりとする。

- (1) 部長の職務又はこれに相当する職務からの降任は、部次長の職務又はこれに相当する職務とする。
- (2) 部次長の職務又はこれに相当する職務からの降任は、課長の職務又はこれに相当する職務とする。
- (3) 課長の職務又はこれに相当する職務からの降任は、課長補佐の職務又はこれに相当する職務とする。
- (4) 課長補佐の職務又はこれに相当する職務からの降任は、係長の職務又はこれに相当する職務とする。
- (5) 係長の職務又はこれに相当する職務からの降任は、主任の職務とする。

(降任後の給料月額)

第7条 降任後の給料月額は、給与規程第11条第3項の規定による号給とし、その号給は、当該職員が上位の職務の級に昇任した日から降任日の前日までの間、引き続き降任後の職務の級に属していたものとみなして決定した号給の給料月額（以下「降任後の給料月額」という。）とする。

- 2 降任後の給料月額が、降任した職務の級の最高の号給を超えているときは、その職務の級における最高の号給の給料月額とする。
- 3 前2項の規定による職員の給料月額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得て、当該職員の給料月額を決定することができるものとする。

(降任後の昇給)

第8条 降任後の昇給については、給与規程第12条第1項によるものとする。

(再度の昇任)

第9条 この要綱に基づき降任をした職員は、降任後に第2条各号に規定するものに該当しなくなった場合は、降任希望申出理由消滅届（第3号様式）により、速やかに所属長を経由して管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は前項の規定による届出があったときは、その適否を判定し、当該

職員を降任前の職務に昇任させることができる。

(昇任後の給料月額)

第10条 再度昇任した職員の昇任後の給料月額は、降任前の号給の給料月額とする。

- 2 再度昇任した職員の昇任した日の前日に受けていた給料月額（以下「昇任前の給料月額」という。）が、降任前の給料月額を上回る場合で、昇任前の給料月額と同じ額の号給が昇任した職務の級にあるときは、その号給の給料月額とする。
- 3 昇任前の給料月額が降任前の給料月額を上回る場合で、昇任前の給料月額が、職務の級の最高の号給に達せず、かつ、当該給料月額と同じ額の号給が昇任した職務の級にないときは、昇任前の給料月額の直近上位の号給の給料月額とする。
- 4 前3項の規定による職員の給料月額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前3項の規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得て、当該職員の給料月額を決定することができるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

降任希望申出書

年　月　日

防府市上下水道事業管理者 様

職名

氏名

所属

私は、防府市上下水道局企業職員希望降任制度実施要綱の規定に基づき、降任を希望しますので、承認くださいますようお願ひいたします。

記

1 現在の職位（補職名）及び配属年月日

2 降任希望理由

3 降任後の希望部署

第2号様式

降任承認（不承認）通知書

年　月　日

職名

氏名

様

所属

防府市上下水道事業管理者名

年　月　日付けで申し出のあった降任希望について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 承認の有無 承認する • 承認しない

2 降任の時期
(不承認の場合は理由)

3 承認後の職位

4 承認後の職務の級

第3号様式

降任希望申出理由消滅届

年　　月　　日

防府市上下水道事業管理者様

職名

氏名

所属

私は、防府市上下水道局企業職員希望降任制度実施要綱第2条に規定する者に該当しなくなりましたので申し出いたします。

記

1 現在の職位（補職名）及び配属年月日

2 降任前の職位（補職名）

3 今後の昇任の意向 有・無